

第四十一回 帝國議會 道路法案委員會議錄（速記）第六回

衆議院

大正八年二月十九日午前十一時分開議

出席委員左ノ如シ

廣岡宇一郎君

今井 今助君 阿部 武智雄君 金澤 平島 松尾君

高橋 辰二君 石川 玄三君 高田 耘平君

小山 松壽君 長田 桃藏君 森 秀次君

中川隣之輔君

今村 七平君 長峰 與一君 大口 喜六君

坂口仁一郎君

出席政府委員左ノ如シ

内務省土木局長

堀田 貢君

内務書記官

池田 宏君

内務省參事官

潮 恵之輔君

内務技師

近藤虎五郎君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

道路法案

○委員長廣岡宇一郎君 ソレデハ是ヨリ開會致シマシ

テ、第三章以下全部ニ關シタル質問ヲスルコトニ致シマス

○長田桃藏君 私ハ三十條ト四十條トニ就テ伺ヒタイ、

第三十條ノ管理者ハ其ノ管理ニ屬スル道路ノ臺帳ヲ調

製スヘシトアリ、附屬書類ヲ見ルト、圓面ヲ作ルト云フコト

ニナッテ居ル、假リニ町村等ニ就テ考ヘテ見テ、各町村役場

ニ於テ臺帳ヲ作ルト云フコトハ容易ニアリマスガ、圓面ヲ作

ルト云フコトハ、容易ナラヌ費用ヲ要スルコト、思ヒマスガ、

政府當局ノ方テハ、町村が此圓面ヲ作ルニ就テ、費用ガド

レ位要ルカト云フコトノ統計杯ガアルデゴザイマセウカト云

フコト、ソレカラ四十條ノ特ニ道路ヲ損傷スル原因ト爲

ルヘキ事業ヲ爲ス者アル場合ニ於テ管理者ハ之カ爲ニ要ス

ル道路ノ維持又ハ修繕ノ費用ノ一部ヲ其ノ事業者ニ負擔

セシムルコトヲ得トアリマスガ、假リニ町村ノ場合ニ於テ實例

ヲ作シテ見ルト、道路ガアツテ其道路側ノ民有地ヲ取テ池ヲ埋メル材料ニ使

フト云フコトハ往々アルノアリマス、サウスルト其道路ヲ下ゲ

テ相當ノ法ヲ付ケナケレバ、道路ガ造レマ、其法ヲ付ケルノ民

有地ニ法ヲ付ケルト云フコトハ命令ガシ惡イ、而已ナラズ矢

張其間墾者ハ、法ヲ相當ニ付ケズニ開墾ヲスルノアリマス、

テ相當ノ法ヲ付ケナケレバ、道路ガ造レマ、其法ヲ付ケルノ民

有地ニ法ヲ付ケルト云フコトハ命令ガシ惡イ、而已ナラズ矢

張其間墾者ハ、法ヲ相當ニ付ケズニ開墾ヲスルノアリマス、

テ相當ノ法ヲ付ケナケレバ、道路ガ造レマ、其法ヲ付ケルノ民

有地ニ法ヲ付ケルト云フコトハ命令ガシ惡イ、而已ナラズ矢

張其間墾者ハ、法ヲ相當ニ付ケズニ開墾ヲスルノアリマス、

テ相當ノ法ヲ付ケナケレバ、道路ガ造レマ、其法ヲ付ケルノ民

有地ニ法ヲ付ケルト云フコトハ命令ガシ惡イ、而已ナラズ矢

張其間墾者ハ、法ヲ相當ニ付ケズニ開墾ヲスルノアリマス、

大正八年二月十九日

斯ル場合ニ其開墾者ニ其管理者カラ差止メルト云フヤウ

ナ、何カ的確ニ其道路ノ保持ノ爲メニ、管理者ガ權威ヲ以

テ、終始相當ノ方法ヲ講スルヤウナ方法ハ無イノデアリマセ

ウカ、此二點デアリマス

○政府委員（堀田貢君）先づ第一問ノ三十條ニ就テ御

答致シマス、道路管理ノ必要カラ論ジマスレバ、概略ニセヨ

此臺帳ヲ作シテ、單ニ書面ノミナラズ、圓面マダモ管理サセタ

イノデアリマスケレドモ、此點ハ過日内務大臣カラモ矢張長

田サンニ對シテ御答シタヤウニドウモ急激ニヤルト云フコト

ニナリマスレバ、非常ニ費用ヲ要スル、簡單ナ圓面ニシテモ、

相當ノ圓面ヲ引ク技能ヲ持テ居る者デナケレバナリマセヌ

ノデ、矢張是ハ序ヲ逐シテ備付ケルヤウニセヌケレバナルマ

イト思ヒマス、之ニ關シテ費用ヲ見積シタコトガアルカト云フ

事ニ付テハ、別ニサウ云フ調查ヲシタコトハアリマセヌ、併ナ

ガラ四十條ニ關シテ實例ヲ舉グテ御尋ニナリマシタ、ソレニ

就テハ此法案ニ於テハ、第四十八條ニ於テサウ云フ場合ヲ

豫想シテ規定シテアルノデアリマスソレカラ四十九條モ矢

○長田桃藏君 私ハ三十條ト四十條トニ就テ伺ヒタイ、

第三十條ノ管理者ハ其ノ管理ニ屬スル道路ノ臺帳ヲ調

製スヘシトアリ、附屬書類ヲ見ルト、圓面ヲ作ルト云フコト

ニナッテ居ル、假リニ町村等ニ就テ考ヘテ見テ、各町村役場

ニ於テ臺帳ヲ作ルト云フコトハ容易ニアリマスガ、圓面ヲ作

ルト云フコトハ、容易ナラヌ費用ヲ要スルコト、思ヒマスガ、

政府當局ノ方テハ、町村が此圓面ヲ作ルニ就テ、費用ガド

レ位要ルカト云フコトノ統計杯ガアルデゴザイマセウカト云

フコト、ソレカラ四十條ノ特ニ道路ヲ損傷スル原因ト爲

ルヘキ事業ヲ爲ス者アル場合ニ於テ管理者ハ之カ爲ニ要ス

ル道路ノ維持又ハ修繕ノ費用ノ一部ヲ其ノ事業者ニ負擔

セシムルコトヲ得トアリマスガ、假リニ町村ノ場合ニ於テ實例

ヲ作シテ見ルト、道路ガアツテ其道路側ノ民有地ヲ取テ池ヲ埋メル材料ニ使

フト云フコトハ往々アルノアリマス、サウスルト其道路ヲ下ゲ

テ相當ノ法ヲ付ケナケレバ、道路ガ造レマ、其法ヲ付ケルノ民

有地ニ法ヲ付ケルト云フコトハ命令ガシ惡イ、而已ナラズ矢

張其間墾者ハ、法ヲ相當ニ付ケズニ開墾ヲスルノアリマス、

テ相當ノ法ヲ付ケナケレバ、道路ガ造レマ、其法ヲ付ケルノ民

有地ニ法ヲ付ケルト云フコトハ命令ガシ惡イ、而已ナラズ矢

考ヘマスガ、左様ナ事ニナルノデアリマスカ、例ヘバ道路ニ草

ガ非常ニ生ヘテ居ルトカ、或ハ水溜ガアルト云フ場合ニ、其

道路ノ兩側ニ在ル所ノ民有地ヲ所有シテ居ル者ガ、道路

ノ管理者ニ對シテ、之ヲ適切ニ保全シテ吳レ掃除ヲシロ、

若ハ水溜ヲ整理シロト云フヤウナ權利ヲ與ヘルコトニナルノ

デアリマスカ、ソレハ實ハ町村ニ於テハ非常ニ重大ナル事デ

アリマシテ、管理者ノ方が適切ナリト認ムル保全方法、デスル

ナラバ宜ノデアリマスケレドモ、其民有地ノ所有者ニ左様

ナ權利ヲ與ヘルコトニナルト、町村役場ハ費用ニ堪ヘラレヌ

ヤウナ苦痛ヲ受ケルト思ヒマス

○政府委員（堀田貢君）唯今ノ御尋ニナリマシタヤウナ

場合ニ於テハ、沿道所有者ニサウ云フ請求権ヲ與ヘルト云

フコトハ、本法ハ豫想シテ居リマセヌノデ、管理者が適當ナ

リマシテ、管理ノ仕方ヲセヌ場合ハ、監督ノ關係デ臨ムヨリ外致方ナ

イト考ヘテ居リマス

○長田桃藏君 假リニ徐々ニシロ三十條ノ規定ニ圓面ヲ設ケマスル場合ニハ、此前々使用シテ居ル紙杯ハ、矢張命

令ヲ以テ何カ定メルノデアリマスカ、從來ハ日本紙デヤッテ

居リマスガ、兎角皴ガ寄シテ伸縮ガアツテ、引張ノテ量リマスノ

ト、其儘置イテ量ルノトハ、非常ニ差が出來テ居リマス、ソコ

デ伸縮ノナイ紙デナイト、非常ナ論争ヲ惹起ス場合ガ多イ

ノデアリマスガ、紙杯ノ制限ニ付テハ、命令カ其他デ御取定

ニナルト云フ御方針デアリマセウカ、伺シテ置キタイ

○政府委員（堀田貢君）唯今御尋ノ圓面ノコトデアリマ

スガ、是ハ圓面ト同時ニ、例ヘバ其ノ長サナリ幅ト云フモノ

ハ、文字デ書入レルコトニスル考デアリマスカラ、紙ニ多少伸

縮ガアリマシテモ、支障ノナイコー、考ヘマス

○長田桃藏君 唯今政府委員ノ御答ハ、是カラ作ル所ノ

モニシテ置キマシタ、モウ御説明モナクソレハ能ク分シテ居リマ

スガ、現在ノ里道ト云フモノノ管理が整理シテ、其法文ニ基イテ臺帳ヲ

常ニ重大ナ關係ガアルノデアリマス、現ニ私共ノ管轄シテ居

リマスルモノノデモ、常ニ問題ヲ惹起シテ困ア居ルノデアリマ

ス、現在ノ或所ノ里道ヲ整理シテ、其法文ニ基イテ臺帳ヲ

作リ、或ハ圓面ヲ作製スル場合ニ、其町村道ノ幅ヲ如何ニ

スルカト云フコトハ、モウ明カル爭點ニナルコトハ明瞭デ

ス、此點ヲ伺シテ置キタイト思ヒマス

○政府委員（堀田貢君）唯今御尋ノ點ハ、從來斯ウ云フ

臺帳モ無シ、圓面モ無シ、有ダ所ガ非常ニ不十分ナ爲メニ争

議ガ起ル、サウ云フ場合ニ此度更ニ新ニ斯ウ云フ臺帳ナリ圖

面ナリフ作ルトスレバ、ドウスルカト云フ御尋ノヤウデアリマスガ、ドウモ其事ニナリマスト、現在ニサウ云フコトガ決定シテカラデナイト、正確ナ圓面ナリ書面ナリト云フモノガ出來ナイコトニナルト思ヒマスガ、ソレハ官民有ノ區分ニ關スル事デ、其方ノ手續デ始末シテ行クヨリ外ハ致方ガナイト考ヘマス

○長田柳藏君

分リマシタ

○石川玄三君 前回政府委員ノ御話ニハ、道路ヲ縣費支辨ニスルト、不急ノ工事が多イノミナラズ、工事ヲ起シテモ、草ガ蓬々トシテ荒廢ニ歸スルト云フヤウナ御話ガアリマシタガソレハズ以前ノ事デハナイカ、或ハ前世紀ノ事デハナイカト思フノデスガ、實際サウ云フ事ハ昔ハアダヤウニ聞イテ居リマスガ、今ハ時勢ノ進歩ニ伴ウテ、各地方共サウ云フ暢氣ナ真似ハ田舎デモシテ居リマセヌ、皆ナ整理ヲシテシマヒマス吾ニ知ズテ居ル範圍デハ、若シサウ云フ事が行ハレルトスレバ、縣費支辨ヨリハ、郡費支辨ノ方がヨリ一層サウ云フ弊害ガ行ハレ易イコ一ハ、是ハ明カナ道理アリマス、常識アル者ハ皆十分ツテ居ル、蓋シサウ云フ御話ノ出ル原因ハ、ドウ云フ事カト考ヘテ見マスルト、各地方長官ガ、或ハ道路ヲ超越シテ縣費支辨シ、縣管理スルト云フコトハ、以ノ外ト考ヘテ居ル人ガ多イノアリマス、縣費ノ上モ膨脹スルノミナラス、前々ニモ私が申シマシタ通り、隨分吾ニ地方デモソレヲ彩シテ、地方長官ガ態ニ割イテ一部分ヲ郡ノ管理ニスルト云フコトガアル、所ガ程ナク其弊害ヲ認メテ、已ムヲ得ズ又舊ノ通り統一シテ、始メテ是ガ好クナルノアリマス、サウ云フ事情アリマスノ主トシテ此法案ヲ作ラレル参考トシテ、地方長官ノ意見ヲ徵サレタコトニ聞イテ居リマスガ、地方長官ノ多クハ、悉クトハ申シマセヌガ、自分ガ統一シテ管理スルノハ厄介ダカラ、斯ウ云フ機會ヲ利用シテ、一ツ郡ノ管理ニ出来ルダケサセヤウト云フ、サウ云フ考ヲ以テ答申ヲシタノデハナイカト察セラレル點ガ幾ラモアリマス、政府委員ノ御話ノ中ヲ考ヘテ見マシテモ、サウ云フ事が根柢ニナッテ、是マデ慣例ニナツテ居テ、長イ間縣が統一シテ來タ道マテモ、態ニ郡ノ方ニ割イテ管理スルト云フ法案ヲ立テルト云フコトハ、道路政策トシテハ餘り上等デハナイヤウニ察セラレマス、此點ヲ一ツドウ云フ御考ヲ以テ此法案ヲ編マシタノデアリマスカ、一應伺テ置キマス

○政府委員(堀田貢君) 石川サンノ御話ハ、多分栃木縣ノ例ヲ以テ、其御考ヲ以テ御尋ニナツタコト、存ジマスルガ、今日ト雖モ各種ノ情實關係カラ、矢張左程必要デナイ道路、公平ナ眼カラ見テサウ急フ要サヌ道路デモ、往々ニシテ種々ナル關係ヨリ開闢サレ、若クハ從来郡道デアダモノモ、縣道トナルヤウナ處置ヲ執ルト云フ場合ガ非常ニ多イノデ

アリマシテ、今此處アリ具體的ニ一々申上ゲル譯ニ参リマセヌケレドモ、兎ニ角昔アツタノミナラズ、現在ニモサウ云フ場合ガ往々アルノアリマス、ソレカラモウ一ツハ、大層郡道ヲ御嫌ニナツテ居ルヤウデアリマスガ、ソレハ其土地々々ノ事情デ決メルモノデアルト云フコトハ、先達來申上ダテ居ル事デアズ、此規定ガ出來タカラ、直チニ總テ郡道ヲ置カナケレバナラヌト云フノデナイ、或ル意味カラ言ヘバ、郡道規定ニ於テ、斯ウ云フヤウニ、各種ノ場合ヲ豫想シテ精密ニ規定スルト云フコトハ、郡道ヲ無暗ニ作ル弊ヲ除ク爲メノ規定ト謂ウテモ宜シイノデアリマシテ、是ハ一面ニ於テ郡道ノ制度ヲ認メルト同時ニ、他ノ一面ニ於テハ、無暗矢鱈ニ郡費支辨ニ總テノ道路ヲ移シテモ困ル、斯ウ云フ趣意ニ御解釋ニナシテモ宜カラウ、サウ云フ譯デアリマシテ、當局ニ於キマシテハ、別ニ此規定有ルガ爲メニ非常ナ弊害ヲ釀ストモ考ヘマセヌシ、又其規定無キ爲メニ、非常ニ不便ヲ感ズルト云フコトヲ考ヘテ、斯ク十二條ノ規定ヲ設ケタ次第アリマス

○石川玄三君 唯今ノ御話ノヤウニ、此法案ニ依テ郡道ニシテモ濫設ノ弊ヲ防ギ得ル、斯ウ云フコトナラバ、矢張縣費支辨ニシテモ、正シク此弊ヲ防ギ得ルコトハ同一ト思フ、

○政府委員(堀田貢君) 少シモ矛盾ガナイノアリマシテ、度々申上ダタノアリマスガ、此法案ノ精神ハ、先達以來度々申上ダタノアリマスガ、兎ニ角道路ト云フモノト密接ナ關係ガアルヤウニ思ヒマスガ、如何ナ事デアリマセウ

○政府委員(堀田貢君) 唯今ノ御話デ見ルト、道路ヲ縣費デヤラセルト、地方民ハ必要モナイ處ニ無暗矢鱈ニヤリタガル、斯

ト云フ趣意ヲ持テ居リマスカラ、地方長官ハ唯、其趣意ヲ

アリマス、是ハ意見ニナリマスカラ深クハ申シマセヌガ、ドウモ夕話デハナイカ、縣費デヤシテモ、郡費デヤシテモ同ジク自分ガ負擔スルノデアル、大キナ處デヤルカラ用ノ無イ所マデ矢鱈ニ道路ヲ排ヘルト云フヤウニ、サウ云フヤウナ御見解ニナルノデナイト吾ニ於テハ認メテ居リマス

○石川玄三君 唯今ノ御話デ見ルト、道路ヲ縣費デヤラセルト、地方民ハ必要モナイ處ニ無暗矢鱈ニヤリタガル、斯

ト云フ趣意ヲ持テ居リマスカラ、地方長官ハ唯、其趣意ヲ

アリマス、是ハ意見ニナリマスカラ深クハ申シマセヌガ、ドウモ夕話デハナイカ、縣費デヤシテモ、郡費デヤシテモ同ジク自分ガ負擔スルノデアル、大キナ處デヤルカラ用ノ無イ所マデ矢鱈ニ道路ヲ排ヘルト云フヤウニ、サウ云フヤウナ御見解ニナルノデナイト吾ニ於テハ認メテ居リマス

○政府委員(堀田貢君) 唯今ノ御話デ見ルト、道路ヲ縣費デヤラセルト、地方民ハ必要モナイ處ニ無暗矢鱈ニヤリタガル、斯

スル事ト、今ノ直チニ整理ヲスルト云フ事トハ別問題デアリマス、私ノ申上ダタノハ整理ノ問題デハナクシテ、道路法ヲ實施スル時期デアリマス、サウ云フ御問ニ御答シタノデアリマス

○大口喜六君、第三章以上三四五箇所伺^{シテ}置キタイ事
ガアリマス、先ツ二十四條カラ承リタイ、此二十四條ニ就テ
ハ過日高田君カラ御質問ガアッテ、政府委員カラ御答ニナ
リマシタ、其際私ハ了解シタヤウニ思^{シタ}ノデスガ、段々研究
シテ見マスト更ニ疑問ガ起リマシタノデ、承^{シテ}置ク必要ガア
ル、即チ此第二十四條ノ「管理者ニ非サル者」ト云フ言葉
ハ、個人ニ非スシテ、郡ニモ、縣ニモ、即チ或ル道路ノ管理者
デアシテモ、其自分ノ管轄區域デナケレバ、此管理者ニ非サ
ル者ノ中ニ舍マレルト云フ御答辯デアッタ、或ル府縣知事ガ
自分ノ管理シテ居ル道路ニ對シテ、工事ヲ施行シタイト思

○場合ニ第二十四條ニ於テソレガ管理者ニ非サル者ト云ノデ、其土地ノ許可承認ヲ得テ、工事ヲ施行スレバ宜イト云フコトデアツタノデスガ、サウスルト第十五條ノ定メタ市町村長モ、矢張二十四條ノ範囲ニ入シテ宜サ、ウニ思フノデスガ、特ニ十五條ヲ定メラレタノハ、何カ特別ナ意味ガアルノデアリルカ之ヲ承リタイ、何モ空ヲ搜シテ争フト云フ意味デハアリマセヌ、其御趣意サヘ分レバ宜イノデス

○政府委員(堀田貢君) 御答致シマス、二十四條ノ解釋ハ、大口君ノ仰シヤル通りト御承知置ク願ヒマス、然ラバ十二五條ヲ置ク必要ガ無イノデハナイカト云フ事デアリマスノ得ト云フノデ、路線ノ認定ヲシテ、自己ノ路線トシテシマウノデアリマス、二十四條ノ方ハドコマデモ他ノ管理者ノ管理ニ屬シテ居ル道路デアリマス、唯、工事ヲスルカ維持ヲスルト云フ場合ニ、其管理者ノ同意ヲ得テ始メテ出来ル、十五條ノ方ハ市町村ノ意見ヲ聞キサヘスレバ、自分ノ道路トシテ認定ガ出来ル、隨テ将来ノ管理維持ハ、悉ク自分ノ道路ニ認定スルト同ジヤウニ出来ル、斯ウ云フ市町村ノ場合ハ澤山例ガアリマス爲メニ、其必要ニ應ズベク之ヲ規定シタノデアリマス

○大口喜六君 其御解釋ハ御尤デアリマス、サウ解釋スベキモノト思フ、サウナルト更ニ疑問ガ起ル、即チ高田君が先般伺ダヤウニ、各市町村長ニハ道路ヲ認定スル権利ヲ十二五條デ與ヘテ置キ、郡長、府縣知事ニハ與ヘナイ、其理由ハドウデアルカト云フ疑問ガ起ル、市町村長ニハ、人ノ區域ノ道路ヲ認定スル権利ヲ與ヘ、郡ノ道路ヲ管理スル郡長、府道ヲ管理スル府縣知事ニ、何故ニ必要アル場合ニ其認

定權ヲ與ヘナイノデアルカ、其趣意ハドウデアルカトニ云フ事ヲ伺シテ置キタイ、私ハソレヲ與ヘテ置ク必要ガアルト思ヒマスガ、必要ガナイト云フ事ナラソレデ宜シイノデス
○政府委員（堀田貢君）十五條ノ豫想シテ居ル場合ハ、多クハ市町村ノ營造物トニ通ズル道路ノ場合アリマシテ、例へバ先日モ例ニ出シマシタガ、飛鳥山公園ヘ行ク東京府ノ道路ト云フヤウチ種類、其他市外ニ於テ墓場ヲ設ケルト云フヤウナ場合デ、多クハ市町村デ相當ニ設ケラル、コトガアルノデ、サウ云フ澤山ノ例ガアルノデアリマス、ソレヲ豫想シテ規定シテ居リマス、之ニ反シテ府縣若クハ郡ニナリマスト、營造物ヲ郡以外ニ持ツトカ、縣以外ニ持ツト云フコトハ事實無イモノデアリマス、旁ニサウ云フ必要ノ無イ規定ヲ設ケタノデ、其規定ヲ設ケナカダノデ置クコトモナカラウト云フノデ、

リマシタ勅令ヲ見マスト、勅令ノ第七條、是ハ草案ニアリマスカラ、第五條ノ方ケ宜シイ道路技手ハ、道路管理者ノ指揮ヲ承ケ國道、北海道地方費道府縣道、郡道、又ハ市區道ニ關スル事務ニ從事ス、トアル、ソレデアリマスカラ、技手ト云フモノハ、郡道ノ爲メニ置カレ、バ、郡費ヲ負擔スル、市ニ關スル道路ノミノ管理ノタメニ置カレ、バ、ソレハソレデ市ガ出マ、所ガ是ハ府縣デモ置クコトガ出來レバ、府縣ノ事ニモ、郡ノ事ニモ、市ノ事ニモ使ハレル場合ガアル、ソレテ私が豫テ質問シタラ、兼メ得ルト云フ御答辯アル、國務ヲ兼メ得ル、色ニナ事モ兼メ得ルト云フ御答辯アル、サツ云フ場合ハドナルカト云フノデス、其郡ヲシテ出サヌカ、其府縣ヲシテ出サセルカト云フノデアリマスカ

○内務書記官佐上信一君　此前ニ政府委員ガ御答致シマシタノハ、即チ自治團體ノ事務ト、國ノ事務ヲ兼メ得ルト言ツタノデス、上級團體ノ事務ト下級團體ノ事務ヲ兼メ得ルト答辯シタノデハアリマセヌ、ソレカラ第五條ノ技手デ「道路技手ハ道路管理者ノ指揮ヲ承ケ國道、北海道地方費道、府縣道、郡道、又ハ市區道ニ關スル事務ニ從事ス、ト云フコトハ、府縣ニ於テモ道路技手ハ國縣道、ソレカラ郡ニ於テモ道路技手ハ郡道、市區ニ於テモ道路技手ハ、市區道ニ關スル事務ニ從事スルト云フヤウナ意味デ書キマシタノデアリマス、無論法律ノ規定ニ抵觸スルヤウナ命令ハ出シマセヌ、ソコハ法律ノ精神ノ在ル所ヲ御斟酌ヲ願ヒタイ○大口喜六君　質問ノ意味ト御答トガ合致致シフセヌ、實例ヲ申上げテ、ソレデ私ノ考ガ達ニテ居ルカトウカ分リマスダラウト思ヒマス、此法案ニ依リマスレバ、道路ノ管理ト云フ事ハ國ノ國政事務デアルト私ハ見ル自治團體其ノモノ、仕事デナイ、國家ノ命ジタ所ノ法律第三十二條ニ依クテ行ハル、ノデアッテ、費用ハ自治團體ガ負擔スル、此費用ヲ出ス、ト云フコトハ、自治團體ノ事務ノ委任デアルト思フ、國カラ委任ヲ受ケテ居ル所ノ國政事務アル、斯ウ私ハ解釋スルノデアリマス、然ニハ府縣ニ居ル所ノ府縣ノ役人ガ之ニ依クテ設ケラレタ所ノ吏員ガ、郡其ノモノ、仕事ヲモ兼ネルコトガ出來ルト云フサウ云フ場合ガアル、何レ是ハ其府縣ナリ市町村ナリガ其費用ヲ雙方共負擔スルカラ、給料ハ市町村カラ出スカ、府縣カラ金ヲ出シテ事務ヲ執ラヌノアルカ、府縣ノ吏員ガ郡ニ出張シテ、郡役所デ事務ヲ執ルコトガアル、現ニ土木ノ工區ノ事務杯ハヤクテ居リマス、自分ノ縣ノ事ヲ申アルガ、縣デビリ兼ネシムルコトニナルト非常ニ便宜デアル、如キハ、縣吏員タル者ガ皆ナ郡役所ニ出張シテ工區ト云フモノヲヤシテ居リマス、是ガ即チ郡道ナラ郡デ管理ヲスルノデアルガ、縣デビリ兼ネシムルコトニナルト非常ニ便宜デアル、

サウ云フ事ハ同ジ國政事務デアシテ管理者ガ違フモノニアアルト解説シテ居ル、サウ云フ場合ハ、ドウ云フヤウニ負擔ハ其郡ト縣デヤリマスカソレガ現ニ農會杯ハサウ云フコトニヤシテ居ルガソレニ對スル御考ハドウデアルカ、所謂啓蒙シテ戴ケバ宜イノデアリマス

○政府委員(堀田貢君) 私が先達申上げたるは、是ハ國ノ
技師ガヤリ、府縣ノ技術官トカ何トカ云フ名義デ仕事ヲ爲
シ得ル、唯今御尋ノ點ハ、道路技師ガ今度ハ事實郡役所等
へ行テ、其所ノ一室ヲ借りテ執務シテ居ル場合ハ、郡ノ技
師トシテ兼任サセルコトハドウク、ソレハ斯ウ云フ御意味ノ
ヤウデアリマスケ、大體此法律ニ對スル附屬ノ勅令ノ案ヲ
申上げテ見マスト、是ハ極ク勿ミノ際ニ作リマシタノデ、果シ
テ是デ十分カドウカト云フ事ハ、是ハマダ確定シテ居リマセ
ヌ、唯今ノヤウナ點ハ餘程考慮ヲ要スル事ト存ジマスルノデ
ス、其點ハ研究致シマシテ、成ベク實際ノ事情ニ合フヤウニ
シタイト思ヒマス

○大口喜六君 能ク分リマシタ、私ハ勅令ヤ法律ヲ見テ
缺點ヲ搜シテ見ヤウト云フノアリマセヌ、眞面目ニ研究
シラ見ルト今ノヤウナ疑問ガ起ルノデスカラ、立案者ノ趣意ヲ
承ニテ誤謬ヲ判断シテ見ヤウト考ヘテ居ルノデアリマス、デ四
十六條デアリマスガ「非常災害ノ爲必要アルトキハ」云々ト
アル、是ハ大分重イ制裁デアリマス、第五十六條ノ罰則デ、
一年以下ノ懲役ニ處セラレナケレバナラヌノアリマス、ソレ
ノ第五ニ規定シテ居ル、四十六條ノ規定ニ反イタ者ハ、一
年以下ノ懲役ニ處セラレナケレバナラヌ、大分重イ罰則デ
アツテ、四十六條ノ「非常災害ノ爲必要アルトキハ」管理者ハ
道路附近ニ居住スル者ヲ使役シテ勝手ニ使役スルコトガ
出来ルノデアリマスガ、凡ソドウモ人間ガ道路附近ニ住シ
居ラヌ者ハ少イグラウト思ヒマス、何處へ行シモ道路附近
ニ住シニ居ル、非常災害ノ爲必要ダト云フト著シク廣汎ニ
ナル、管理者ガ見ル所ト云ヘバ主務大臣ヨリ下町村長ニ至
ルマデ管理者其人ノ考テ「大口喜六出テ來イ」「ハイ」ト
出ナイト云フ四十六條ニ違反スルコトニナリマス、サウ云
フ場合ハ非常災害ノ爲必要ト云フノデナクシテ、非常災
害ニ當リ、道路保全ノ爲ニ必要アルトキト云フ意味デハナ
カラウカ、「非常災害ノ爲必要アルトキ」ト云フト、非常ニ廣
イコトニナル、ドウ云フ御考デアルカ承シテ置キタイ

○政府委員(堀田貢君) 御尤ノ御氣付ト存ジマスガ、是
ハ相當攻究ヲ致シテ斯ウ書キマシタノデ、道路法デアリマ
スカニ、無論道路以外ノ事ニ關シテ、非常災害ト云フコトヲ
豫想シテ居ラヌト云フコトニ御承知ヲ願ヒタイノアリマ
ス、現ニ市町村制ノ第百六條ニハ「非常災害ノ爲必要アル
トキハ町村ハ他人ノ土地ヲ一時使用シ」云々斯ウ云フ風ニ

規定シテアリマス、斯ウ云フ立法例モアリマスカラ、先ヅ此邊デ差支ナイト云フ考デ、斯ウ云フ風ニ規定シタノデアリマ

○大口喜六君 ソレデ分リマシタ、議論ハアリマスルケド
モ議論ハ略シマス、次ハ第六十三條是ハ先般委員長カラ
モ御質問ニナリマシテ、私モ疑問ヲ持テ居リマシタカラ、委

員長ノ御質問ハ、海ニ當然ナ御質問ト感シテ拜聴致シテ居タノアリマスガ、要領ヲ得タヤウナ得ナイヤウナコトデ

終タノデアリマスガ、私ガ考ヘテ見ルト、矢張ドウモ未ダ疑問ガ釋ケナインデアリマス、即チ今申シマシタ六十三條ノ未

項ノ第十三ニ、「大正三年法律第三十七號」ト云フモノガ
「左二閣タル法令」ノ規定ハ本法ニ依ル道略ニ關シテ之ヲ適

用セス」トアッテ、道路法カラ除外サレルコトニナル、サウスル
、大正三年法津第三十七虎トニモノ、舌キテ居レコトナ

正二年法律第三十七號ニ云ニテニシニナリマスガ、其活キテ居ル法律ノ一番前ニ一寸

トガ、第一條ニハツキリ書イテアル、サウスルト依然トシテ國
今分リマセヌカ、何デモ公共團體ノ管理スル道路上ニ云フコ

家ハ公共團體ノ管理スル道路ト云フモノヲ、將來モ認メルコトニナル、所デ道路法ガ行ハルルト、凡ソ道路ト名ノ付ク

モノハ總テ國家ガ管理スルコト、ナシテ、公共團體ノ管理スレ音各ト云フモノハ無クナレ、一面ニハ、公共團體ヲ代表シ

テ居リマスル所ノ、市町村長トカ府縣知事が管理スルケレ

ドモ、ソレハ國ノ管掌ノ事務トシテ取扱フノテアリマス。公
共團體ヲ代表シテ取扱フノデハナイ、ソレ故ニ此道路法ガ

此儘通過シテ法律トナリマシタナラバ、**公共團體ノ管理スル道路ハ無クナル譯デアル**、ソレハドウスルカト云フ、事ニ就

テ、先般内務大臣が私ニ對シテ御答ニナリマシタガ、其中ニ公共團體^{團體}ノ管理スル道路ト云フモノハ、公共團體^{團體}ガ費用

ヨ^ク負擔スル道路ト云フ 意味ニ解釋スルノテアル、斯ウ云フ
卸答^ハ、甚^{アリ}六^{シナニ}卸答^{アレト}思^{ハシタガ}、ノ^ハ系^{ハシタガ}

御咎テ甚外ハシメイ御咎ニハシメテ、シマツノレバ送
條ノトキニ更ニ承ラウト思ツテ、其際ハ黙ツテシマツノデアリ

マス、此意味デ行キマスルト、館程不盾ヲ生ズルヤウテアリマシテ、内務大臣ノ御答ノヤウニハドウシテモ讀メナインデアリ

マス、大正三年法律第三十七號ノ第一條ノ一部分ヲ修正シテ行カナイト——内務大臣ノ仰シヤルヤウニ、文章ヲ變へ

テ行カナイト、將來困リハシナイカト思フノデアリマス、大正七年法津第三十七號ハ、比去案グ比盡通過シタ將來ニ

リマスカ外務廣岡委員長が御聞ニナタヤウナ疑問ニ令
以テ私ハ持ツテ居ルノデアリマス、其點ニ就テノ御解釋ヲ今

○内務書記官佐上信一君 唯今ノ點ハ道路法ガ行ハレマ
スルト、公共團體ノ管理スル道路ハ悉ク無クナリマシテ、道路
少シク明ニ承^{シテ}置キタイ

法ノ規定デ働イテ行クノデアリマス、サウシテ此大正三年法律第三十七號ハ、道路法ノ五十四條ノ規定ト抵觸致シマスノデ、道路ノ關係ニ於テハ、大正三年法律第三十七號ノ適用ハ無クナルノデアリマス、併ナガラ其他ノ公園トカ、溝渠トカ、堤塘トカ、公共ノ用ニ供スル土地等ハ、公共團體が管理スルコトニナルノデアリマス、此法律ヲ根本的ニ消スノデハナインデアリマス
○大口喜六君 ソレデハ大正三年法律第三十七號ノ私ノ疑問トスル所ハ、消エテ取レテシマウ、斯ウ云フコトデアリマスカ

○内務書記官佐上信一君 サウデアリマス
○大口喜六君 サウスルト大臣ノ御答トハ少シ違フノデアリマスガ、ソレハ小委員ガ出來テカラ更ニ承ルコトニ致シマス、ソレカラ同ジ箇條デアリマスガ、此間カラ磯部君等カラ屢々疑問が出セヤウニ思ヒマスガ、市區改正條例ト云フモノハ、本法トハマルデ没交渉ノヤウナモノノアルト云フ御答デアリマシタガ、サウスルト六十三條ノ中ニ規定シテ置カナクテハ如何カト思ヒマスガ、其點ニ對シテ立案者ノ御見解ハ如何デアリマスカ、例ヘハ明治二十一年八月勅令第六十二號東京市區改正條例並ニ大正七年四月法律第三十六號ト云フモノハ、矢張六十三條ノ左ニ掲タル法令ノ規定ハ本法ニ依ル道路ニ關シ之ヲ適用セス「ト云フ此中ニ記シテ置カナイト、少シ具合ガ惡イヤウニ思ヒマスガ、ソレハドウデアリマセウカ

○内務書記官佐上信一君 市區改正條例ハ、此前ニ政府委員カラ答辯致シマシタ通りニ、是ハ道路法ノ特別法規ニナシテ居ルノデアリマス、隨テ右ノ規定ヲ道路法ノ中ニ規定スル必要ハナカラウト思ヒマス
○高田耘平君 六七箇條一度ニ申シマスカラ、幾度モ聽カナクテ宜イウニ御説明ヲ願ヒマス、第一ハ第十七條「國道ハ府縣知事、其ノ他ノ道路ハ其ノ線路ノ認定者ヲ以テ管理者トス」トアリマシテ、但書ニ「勅令ヲ以テ指定スル市」云々トアリマス、是ハ東京其他五大都市ニナシテ居ルヤウデアリマスケレドモ、此標準ハ何ヲ標準ニシテ居ルノデアルカト云フ事、若シ或ル程度ノ標準ガアレバ、將來其標準ニ適應シタモノガ出來レバ、更ニ指定スルモノノデアルガドウデアルカト云フ事が一ツ、ソレカラ第二ニハ第三十三條「主務大臣ノ指定スル國道ノ新設又ハ改築ニ要スル費用ハ國庫ノ負擔トス」ト云フ此指定ノ標準デアリマス、ソレカラ第三ハ此法律ノ第四十一條デ、非常ニ「特別ノ事由」ト云フノガアリマス、例ヘヲ見マスルト、各所ニ「特別ノ事由」ト云フノガアリマス、例ヘバ第二十三條、第二十七條、尙ホ第三十五條、第三十八條、第四十一條デ、非常ニ「特別ノ事由」ト云フコトガ多イナ、此「特別ノ事由」ト云フモノハ、解釋ノシヤウニ依シテハ、

行政廳ト人民トノ關係ニ色ニノ疑義ガ生ジマスルガ、見ヤ
ウニ依シテハ、特別ノ事由ニナル事モアルシ、ナラヌ事モア
ル、大分特別ノ事由ガ澤山アル爲メニ、官廳ト民間トノ意
見ニ、相違ガアルヤウナ場合ガ多ク出來ルト思ヒマスカラ、
大體ニ於テ各條ニ於ケル「特別ノ事由」トハ、如何ナル場合
ヲ豫想スルモノデアルカ、大體御意見ガアラウト思ヒマスカ
ラ承シテ置キタイト思フ、ソレカラ第四ハ第三十一條ノ「道
路ノ構造、維持、修繕及工事施行方法ニ關シテハ命令ヲ
以テ之ヲ定ム」其命令ノ御成案ヲ拜見致シマスルト、道路
ノ幅、屈曲、及隧道等ノ規定ガ詳シクアリマスルケレドモ、之
ヲ從來アリマシタ道路ノ實際ノ狀況ニ適用セントスレバ、大
分費用ヲ要スルコトニナルト思ヒマスガ、是ハ無論今日マズ、
各府縣等ニアル工事ノ實施規程トカ云フモノヲ御參酌ノ
上デ、此草案ヲ御作リニナダモノト思ヒマスケレドモ、道理ト
スレバ、此通り實行スレバ結構アリマスガ、之ヲ實行セント
スレバ、中ニ費用ヲ要シテ、私共郡町村等ニ於テ、甚ダ至難
ニナリハシナイカト思フノデアリマス、無論絕對的ニ行ヘト
フ云意味デモ、ナカラウト思ヒマスケレドモ、此點ニ就テノ御
意見ヲ承シテ置キタイト思ヒマス、尙又積雪ハ之ヲ片付ケテ
通行ニ妨ゲナイヤウニシロト云フヤウナ條項マデアル、雪ガ
降ダラ何處へカ溝ヘデモ川ヘデモ捨テロト云フノデスカ、之
ヲ日本全國ニ施行スルトスレバ、雪ノ多イ處デハ殆ド不可
能ノ事デ、東京デサヘ此間現ニ隨分雪が降デモ、サバリ構
ハヌデ置ク位デアル、雪が降レバ幾分通行ヲ害スルコトハ明
ナ事デアル、越後ノ高田ヤ或ハ羽前地方デアルトカ、サウ云
フ雪ノ多イ處デハコンナ事ハ實際出來マイト思ヒマス、出
來ナイ事ヲ命令ニ書イテモ、雪が降レバ妨害ニナルニ決マッテ
居ル、之ヲ一々川ニ投込ムト云フコトハ不可能デアル、實際
出來ナイ事ヲ餘リ八釜敷ク書クコトハ、却テ法ノ威嚴ヲ損ム
ルト思フ、ドウ云フ御考デアルカ之ヲ承リタイ、ソレカラ第五ハ
是ハ一寸遡リマスクレドモ、各道路ノ認定ノ場合ニ於ケル
樞要地ト云フコトデアリマス、是ハ昨日一寸道路課長ヲ御
命令ヲ以テ大體デモ御示ニナル方ガ、本令施行上、郡長或
ハ町村長ガ迷惑シナイデ済ムト思ヒマス、何カサウ云フ思召
ガアルカドウカト云フコトヲ承リタイ、次ハ第四十七條デス、
是ハ私一寸心得違ニナッテ居ルカモ知レマセヌガ、是ハ人民

ト官廳トノ間ニ餘程利害關係ガアリマシテ「前二條ノ規定
ニ依ル立入、使用、使役又ハ收用ニ因リ損害ヲ受ケタル者
ハ云々トアリマシテ、三月内ニ管理者ニ對シ補償ヲ請求ス
ルコトヲ得」ト云フコトガアリマス、是ハ議論ガマシクナリマ
スケレドモ、私共ノ考デハ、三月内ニ管理者ニ對シテ補償
ヲ請求スルコトヲ得ルト云フヤウニスルヨリモ、寧ロ「立入、
使用、使役又ハ收用ニ因リ損害ヲ受ケタルトキハ管理者ハ
スケレドモ、私共ノ考デハ、三月内ニ管理者ニ對シテ補償
ヲ豫想スルモノデアルカ、大體御意見ガアラウト思ヒマスカ
ラ承シテ置キタイト思フ、ソレカラ第四ハ第三十一條ノ「道
路ノ構造、維持、修繕及工事施行方法ニ關シテハ命令ヲ
以テ之ヲ定ム」其命令ノ御成案ヲ拜見致シマスルト、道路
ノ幅、屈曲、及隧道等ノ規定ガ詳シクアリマスルケレドモ、之
ヲ從來アリマシタ道路ノ實際ノ狀況ニ適用セントスレバ、大
分費用ヲ要スルコトニナルト思ヒマスガ、是ハ無論今日マズ、
各府縣等ニアル工事ノ實施規程トカ云フモノヲ御參酌ノ
上デ、此草案ヲ御作リニナダモノト思ヒマスケレドモ、道理ト
スレバ、此通り實行スレバ結構アリマスガ、之ヲ實行セント
スレバ、中ニ費用ヲ要シテ、私共郡町村等ニ於テ、甚ダ至難
ニナリハシナイカト思フノデアリマス、無論絕對的ニ行ヘト
フ云意味デモ、ナカラウト思ヒマスケレドモ、此點ニ就テノ御
意見ヲ承シテ置キタイト思ヒマス、尙又積雪ハ之ヲ片付ケテ
通行ニ妨ゲナイヤウニシロト云フヤウナ條項マデアル、雪ガ
降ダラ何處へカ溝ヘデモ川ヘデモ捨テロト云フノデスカ、之
ヲ日本全國ニ施行スルトスレバ、雪ノ多イ處デハ殆ド不可
能ノ事デ、東京デサヘ此間現ニ隨分雪が降デモ、サバリ構
ハヌデ置ク位デアル、雪が降レバ幾分通行ヲ害スルコトハ明
ナ事デアル、越後ノ高田ヤ或ハ羽前地方デアルトカ、サウ云
フ雪ノ多イ處デハコンナ事ハ實際出來マイト思ヒマス、出
來ナイ事ヲ命令ニ書イテモ、雪が降レバ妨害ニナルニ決マッテ
居ル、之ヲ一々川ニ投込ムト云フコトハ不可能デアル、實際
出來ナイ事ヲ餘リ八釜敷ク書クコトハ、却テ法ノ威嚴ヲ損ム
ルト思フ、ドウ云フ御考デアルカ之ヲ承リタイ、ソレカラ第五ハ
是ハ一寸遡リマスクレドモ、各道路ノ認定ノ場合ニ於ケル
樞要地ト云フコトデアリマス、是ハ昨日一寸道路課長ヲ御
命令ヲ以テ大體デモ御示ニナル方ガ、本令施行上、郡長或
ハ町村長ガ迷惑シナイデ済ムト思ヒマス、何カサウ云フ思召
ガアルカドウカト云フコトヲ承リタイ、次ハ第四十七條デス、
是ハ私一寸心得違ニナッテ居ルカモ知レマセヌガ、是ハ人民

ト官廳トノ間ニ餘程利害關係ガアリマシテ「前二條ノ規定
ニ依ル立入、使用、使役又ハ收用ニ因リ損害ヲ受ケタル者
ハ云々トアリマシテ、三月内ニ管理者ニ對シ補償ヲ請求ス
ルコトヲ得」ト云フコトガアリマス、是ハ議論ガマシクナリマ
スケレドモ、私共ノ考デハ、三月内ニ管理者ニ對シテ補償
ヲ請求スルコトヲ得ルト云フヤウニスルヨリモ、寧ロ「立入、
使用、使役又ハ收用ニ因リ損害ヲ受ケタルトキハ管理者ハ
スケレドモ、私共ノ考デハ、三月内ニ管理者ニ對シテ補償
ヲ豫想スルモノデアルカ、大體御意見ガアラウト思ヒマスカ
ラ承シテ置キタイト思フ、ソレカラ第四ハ第三十一條ノ「道
路ノ構造、維持、修繕及工事施行方法ニ關シテハ命令ヲ
以テ之ヲ定ム」其命令ノ御成案ヲ拜見致シマスルト、道路
ノ幅、屈曲、及隧道等ノ規定ガ詳シクアリマスルケレドモ、之
ヲ從來アリマシタ道路ノ實際ノ狀況ニ適用セントスレバ、大
分費用ヲ要スルコトニナルト思ヒマスガ、是ハ無論今日マズ、
各府縣等ニアル工事ノ實施規程トカ云フモノヲ御參酌ノ
上デ、此草案ヲ御作リニナダモノト思ヒマスケレドモ、道理ト
スレバ、此通り實行スレバ結構アリマスガ、之ヲ實行セント
スレバ、中ニ費用ヲ要シテ、私共郡町村等ニ於テ、甚ダ至難
ニナリハシナイカト思フノデアリマス、無論絕對的ニ行ヘト
フ云意味デモ、ナカラウト思ヒマスケレドモ、此點ニ就テノ御
意見ヲ承シテ置キタイト思ヒマス、尙又積雪ハ之ヲ片付ケテ
通行ニ妨ゲナイヤウニシロト云フヤウナ條項マデアル、雪ガ
降ダラ何處へカ溝ヘデモ川ヘデモ捨テロト云フノデスカ、之
ヲ日本全國ニ施行スルトスレバ、雪ノ多イ處デハ殆ド不可
能ノ事デ、東京デサヘ此間現ニ隨分雪が降デモ、サバリ構
ハヌデ置ク位デアル、雪が降レバ幾分通行ヲ害スルコトハ明
ナ事デアル、越後ノ高田ヤ或ハ羽前地方デアルトカ、サウ云
フ雪ノ多イ處デハコンナ事ハ實際出來マイト思ヒマス、出
來ナイ事ヲ命令ニ書イテモ、雪が降レバ妨害ニナルニ決マッテ
居ル、之ヲ一々川ニ投込ムト云フコトハ不可能デアル、實際
出來ナイ事ヲ餘リ八釜敷ク書クコトハ、却テ法ノ威嚴ヲ損ム
ルト思フ、ドウ云フ御考デアルカ之ヲ承リタイ、ソレカラ第五ハ
是ハ一寸遡リマスクレドモ、各道路ノ認定ノ場合ニ於ケル
樞要地ト云フコトデアリマス、是ハ昨日一寸道路課長ヲ御
命令ヲ以テ大體デモ御示ニナル方ガ、本令施行上、郡長或
ハ町村長ガ迷惑シナイデ済ムト思ヒマス、何カサウ云フ思召
ガアルカドウカト云フコトヲ承リタイ、次ハ第四十七條デス、
是ハ私一寸心得違ニナッテ居ルカモ知レマセヌガ、是ハ人民

ルカラ、斯ウシタト云フ位ノ事デアリマス。

○高田耘平君、他ノ事ハ大抵宜シイ、第四十七條ハ意見ハアリマスガ、今ハ申シマセヌ、第三十三條ノ指定ノ標準、是ハ詰マリ、郡道トカ或ハ郡道ニ準ズルモノト云フコトニナリマスト、政府ガ直接ニ金ヲ出スト云フモノハ極ク僅カナモノニナリマスナ、之ヲ一寸承リタイ

○政府委員堀田貢君、是ハ御察シノ通り、餘リ多クハアルマイト思ヒマス
○委員長(廣岡宇一郎君)、ソレデハ十二時デスカラ休憩致シマシテ、午後引續イテ開會致シマス

午後零時八分休憩

午後一時二十二分開議

○委員長(廣岡宇一郎君)、ソレデハ午前二引續イテ開會致シマス

○金澤仁作君、私ハ極ク簡単デアリママガ、二十八條ノ第二項ノ「國ノ事業ニ付テハ當該官廳ハ主務大臣ト協議シテ前項道路ノ占用ヲ爲スコトヲ得」トアル、國ノ事業デ道路ヲ占用致シマスル場合ハ澤山アラウト思ヒマスカ、就中電話電信等ノ占用、又ハ電線ノ地下埋設等ニ付キマシテ、往々市ノ管理ニ屬シマスル道路ノ占用ヲ爲ス場合ガゴザイマス、此條文ニ依リマスルト、主務大臣ト當該官廳ト協議シテヤンテ居リマス爲メニ、道路ヲ掘リマシテ、其管理者トハ全ク沒交渉デアルヤウデゴザイマス、是マテ電話線ノ如キ國ノ事業デヤンテ居リマスル爲メニ、即チ遮断シテ、即チ例ヘバ市ガ管理者デゴザイマス、或ハ工事ノ材料ガ手廻ラヌ爲メニ、六十日間モ掘シト協議シテカラン、肝腎ノ管理者トノ間ニ没交渉ニナシテ居タルト云フコトハ、幾ラ國ノ事業ト致シテモ、管理者トシテハ敷キマスル場合ナドニ、非常ニ困シテ居タコトハ目撃致シテ居ルヤウナ次第アリマス、唯、此當該官廳ト主務大臣ト協議シテカラン、肝腎ノ管理者トノ間ニ没交渉ニナシテ居タルト云フコトハ、幾ラ國ノ事業ト致シテモ、管理者トシテハ甚ダ困ル次第アルト思ヒマス、是等ノ點ニ就キマシテ政府委員ノ説明ヲ求メマス

○政府委員(堀田貢君)、此二十八條ニ於テ第二項ノ「國ノ事業ニ付テハ當該官廳ハ主務大臣ト協議シテ前項道路ノ占用ヲ爲スコトヲ得」トスウ云フ規定ヲ設ケタ爲メニ、唯今ノヤウナ御質疑ガアダモノト思ヒマスガ、現在ハ此規定ドコロカ、何方ラカト云ヘバ、道路ガ從タルモノ、如クニ考ヘルト云フコトハ、幾ラ國ノ事業ト致シテモ、管理者トシテハ、遞信省ガ公衆通信ノ用ニ電信線電話線ヲ建設スル爲

メニ、今ノ道路其他ノ土地ヲ必要トスル場合ニハ、單ニ

片ノ通知ヲシテ使用スルコトガ出來ヌデアリマス、ソレガ民有ノ土地デアリマスレバモウドンヽ使シテ、サウシテ権利者ハ之ヲ拒ムコトヲ得ズト云フヤウナ風ニナシテ居ル、官廳ノ土地又ハ營造物デアッテモ、所管廳ニ通知スレバ宜シド、サウ云フ規定ガアリマシタノデ、從來ハ此管理者ハ固ヨリノコト、其監督官廳ニモ謀ラスシテ、唯、此處ヘ電信ヲ建

テルト云テ通知スレバ宜イ、其結果道路ノ効用ノ上ヨリ論ズレバ、最モ必要ナル缺クベカラザルサウ云フ場所ニモドシヽ電柱ヲ建テル、單ニ電柱バカリカ、ソレニ又大キイ支柱ヲ建テ、折角金ヲ掛ケテ造ツダ道路モ、電信線等ノ爲メニ占用サレテ、思ノ外効用ヲ爲サヌト斯ウ云フ場合が多カ、

タノデアリマス、デドウカサウ云フ點ヲ出來ルダケノ便宜ハイ、固ヨリ電信電話線ノ如キ、是亦此通信機關トシテ非常ニ必要ナモノアリテ、是等ノ爲メニ出来ルダケノ便宜ハ

圖ラナケレバ、是等ノ爲メニ出来ルダケノ便宜ハニ立ッテ、道ト云フモノヲ電信線電話線ヲ建テル爲メニ存在シテ居ルヤウナ考ヲ持タセルノハ、甚ダ而白クナイト云フノ

デ、遞信省ノ側ト交渉致シマシテ、マア漸ク此規定ニ落付イタノデアリマス、實ハ道路法案ガ、多年内輪ニ於テ生ルベシテ居ルヤウナ考ヲ持タセルノハ、甚ダ而白クナイト云フノ

デ、遞信省ノ側ト交渉致シマシテ、マア漸ク此規定ニ落付イタノデアリマス、實ハ道路法案ガ、多年内輪ニ於テ生ルベシテ居ルヤウナ考ヲ持タセルノハ、甚ダ而白クナイト云フノ

デ、遞信省ノ側ト交渉致シマシテ、マア漸ク此規定ニ落付イタノデアリマス、實ハ道路法案ガ、多年内輪ニ於テ生ルベシテ居ルノデアリマシテ、此規程ニ於キマシテハ、此成程當該

官廳ハ主務大臣ト協議シテ前項道路ノ占用ヲ爲スコトヲ得、下アリマスカラ、管理者ニ沒交渉ニ、一々内務大臣ト遞信省ナラ遞信省ガ協議シテドンヽヤンテ行クカ上云フト、

サウ云フ意味合デハナイノデ、既ニ本省ノ間デ打合ヲシテ決メタ事項ニモ、唯斯ウ云フ場合ハ宜シイ、詰マリ主務大臣トシテ大局カラ見テ、管理者トシテモ是位ノ程度ノ使用ノ仕方ナラバ、異議ヲ言フベキモノデモナシ、又言ハヌ方ガ

宜イト云フヤウナモノハ、概括的ニ打合ヲシテ、サウシテ取決ヲスル考デアリマス、其取極ヲスルニ付キマシテハ、ソレゾレ各地方々々ノ意見ヲ聽いて定ムル積リデアリマスガ、ソレ以外ノ場合ニナリマスレバ、矢張概括的ニ地方長官官廳ハ主務大臣ト協議シテ前項道路ノ占用ヲ爲スコトヲ得

シテ居ルヤウナ次第アリマス、唯、此當該官廳ト主務大臣ト協議シテカラン、肝腎ノ管理者トノ間ニ没交渉ニナシテ居タルト云フコトハ、幾ラ國ノ事業ト致シテモ、管理者トシテハ甚ダ困ル次第アルト思ヒマス、是等ノ點ニ就キマシテ政府委員ノ説明ヲ求メマス

○森秀次君、過日來屢々御尋ラスルノデスガ、頓ト徹底

シナインデアリマス、私ト同様ノ意味ニ於ケル質問ハ續々

起テ居リマスガ、之ニ對スル御答辯ハ、ドウモ徹底シナインデアリマス、茲ニ上級ノ線路中ニ下級ノ線路ヲ接續致シテ居ル場合ニ認定管理、サウシテ同級ト雖モ是ハ確カ石川

君モ御質問ニナシタト思ヒマスカ、數部落數箇村ヲ貫通致ド存ジマス此二十四條ヲ適用致シマスレバソレハ譯ハリシテ居ル、一線路中ノ一部落一村ガ維持修繕ヲ怠リタルマスマイガ、隨テ三十六條ガ開聯致シテ來テ、其費用ハ全トキ、サウ云フトキハドウスルカト云フ御質問デアッタノデス、

ソレニ對シテ、二十四條ヲ適用スルト理事者ハ答ヘラレタハ懶ケテ居ラサウシテ其二十四條ヲ適用シテ貴ヘバ、其負擔ガ免レルト云フコトニナル、道路ハ申スマデモナク數哩數十哩貫通致シテ居ル、其中間ノ橋梁ガ墜落致シマシテモ、

全線路ノ交通ヲ妨ゲル、況ヤ其中間ノ道路ヲ不良ニシテ接續致シマス此二十四條ヲ適用シテ居ル、其中間ノ橋梁ガ墜落致シマシテモ、

四條ヨリ無イヤウニ思ヒマスガ、若シ二十四條ダケトスレバ、今申上ゲタヤウニ、ソレヲ適用ニナレバ、其領地ノ者、其縣若クハ其村其郡ハ其負擔ヲ免レテシマシテ、許可ヲ求メクハ其經費ノ負擔等ノ規定セラレタモノハ無イ、殆ド二十

タリ承認ヲ求メタル者ノ全部負擔ニナルト云フコトハ甚ダ四條ヨリ無イヤウニ思ヒマスガ、若クハ遮断スルコト

當ヲ得タルモノナイト思フノデアリマスガ、斯ウ云フ場合、

過日實例ヲ舉ゲテ申上ゲタノデアリマス、其時ニモ矢張

ガアルト云フコトヲ申上ゲタノデアリマス、其時ニモ矢張

二十四條ヲ適用スルト云フコトデアリマシタガ、ソレナラバソレデモ宜シイガ、サウスレバ即チ其許可ヲ受ケマスル者、若

クハ承認ヲ受ケタル者ハ、全部經費ヲ負擔シナケレバナラヌ

居ルト云フ質問ガアッタガ、ソレニ對シテモ理事者ハ二十四

條云ミト云フコトノ御答デアッタ、是ハ私共甚ダ感服シナ

個維持修繕シナシイ爲メニ、全線略ノ交通ヲ不良ナラシメテ

カ承認置キタイ

○内務書記官佐上信一君、此問題ハ屢々、森サント政府委員ノ間ニ質問應答ヲ繰返サレテ居ル問題デアリマス

フ譯デアリマスカラ、此規定が出來タ爲メニ惡クナダコロデナク、寧口今マデノ一片ノ通知デ自由ニ建テタ、ソレニ對シテ此規定ニ依シテ制限ヲ附シタヤウニナシタノデアリマスカ

ラシテ、左様御諒承ヲ願ヒマス

一條デ斯ウ云フ風ニ維持修繕ヲシナケレバナラヌト云フコ

トニ大體決メテアリマス、其決メテアルコトヨヤリマセヌナラ
バ、五十三條ノ規定ニ依シテ、監督官職ハ相當維持修繕ヲ

命令スルコトが出来マス、其維持ノ方法ニ違フヤウナ事ヲヤリマシタナラバ、五十三條ニ依テ監督官廳が命令スルコトガ出来マス、監督上必要ナル命令トシテ、其維持修繕ヲ命ズルコトが出来マス、併ナガラ其郡道ニシテ郡道タ々ハ現
在ノ維持修繕テ十分分デアルケレドモ、縣道ト接續スル上カ
云ヘバ、現在ノ維持修繕ダケデハ足リナイト云フ場合アリマ
シタナラバ、郡道トシテハ是デ満足ニアル、併ナガラ縣

道トシテハ足ラヌ、併ナカラ縣道トシテハ足リルダケノ維持
修繕ヲスル義務ハアリマセヌカラ、ソレハ二十四條ニ依シテ
監督官廳ノ許可承認ヲ得テ、サウシテ兩方デ始メテヤルト
云フコトニナルト思ヒマス

○阪口仁一郎君 私ハ多クノ質問ハモウゴサイマセヌが、唯一ニ了解致シマセヌノハ、十九條「道路ノ區域ハ管理者者之ヲ定ム」是ハ判ツテ居ルノデスガ、五十條ニ「沿道ノ區域ハ管理者者之ヲ定ム」此沿道ノ區域ト云フノハドウニ云フコトデスカ

○政府委員堀田貢君】五十條ノ「沿道ノ區域」申申マスノハ、道路ノ保護ニ必要ナル地帶ヲ云ノゾアリマシテ、而已ナラズ此沿道ノモノニハ、種々ノ義務ヲ課シマスル關係ガアリマスノデ、十分ノ調査ヲシテ、認定ノ標準ヲ定メナケレバナラムト思フノデアリマス、大凡ドレダケノ區或ヲ沿道ノ

區域トスルカト云フコトニナリマスレバ、先づ大體道幅ノ二
倍デ宜シカラウト云フ考ヲ持シテ居リマスケレドモ、又必ズシ
モサウ云フヤウニ、一律ニ定メルコトガ出來ヌ場合モアラウ
ト思ヒマス、サウシテ此沿道ノ區域ハ、認定致シマスレバ之

ヨ告布スル考デアリマス「沿道」ト云フ言葉ノ適用ノアルノハ、四十五條トク、四十八條トク、四十九條トク、斯ウニ云フ場合ニシレド、適用ヲ生ジテ來ルト考ヘマス

トヲ、何か地殻トカ其地營造物ノアル所ニ限ルノアリマスカ、一般ノ總テノ沿道ト云フコトニ御定メニナル御積リデアリマスカラマスカ、凡ソドウ云フモノヨリ御認定ニナル譯デアリマスカ
○政府委員(堀田貢君) 一般ニ定メルト云フ考ヲ持テ居リマス

○坂口仁一郎君 ソレハ何カサウ云フ 必要ナモノ、アル場
合ニハ、ソレハサウデモアリマセウケレドモ——隨テアル譯譯
アリマスケレドモ、後トハドウモサウ云フ 沿道ト云フモノノ
設々テ置ク必要ハ認マラヌノデアリマスガ、其沿道ト云フ

モノハ、唯、單ニ沿道ダケノコトデ、土地ノ所有權ト云フモ
ノニ及ボスモノゾハナカラウト思ヒマス、併ナガラ既ニ沿道ト云
云フモノガ定メテアル以上ハ、幾ラカ其土地ノ所有者トナリ

關係杯ハ、面倒ガ起テ來ル憂ハアリマセヌカ

○政府委員（堀田貢君） 矢張此沿道ノ區域ヲ大體定メテ、サウシテ道路ノ工事、道路ノ維持保全ニ關シテ、管理者ガ目當ノ行爲ヲ爲シ得ルト云フ事ヲ定メナレバ、注

差支が起ルト考ヘルノデアリマス、例ヘバ道路ノ工事ヲ爲ニシテモ、四十五條ニ規定シテアルガ如キ場合ニ、一寸一

ルダラウト思ヒマスカラ、道路工事ヲスル爲メニ沿道ノ土地
歩他人ノ土地ニ入ルコトモ出來ヌト云ラヤウナコトデハ、困

ヲ使用シテ、一時材料ヲ貯ヘルト云フヤウナ必要モ起テト思ヒマス、其他先刻申上ダマシタ四十八條ノ如キ、沿道トニ土地ニ竹木等アシテ、ナクシテ道路ノ防ワスレト云フ

ハ土地ニ付ノ等ノ事ニ付シテ、近道ノ如ニ云々、キニ、又時ニ依レバ妨ヲセヌヤウニ、沿道ノ土地ノ所有者ニソレヲ命ズルトカ、或ハ時ニ依ツテハ伐採サセルト云フヤウは

事ガ、道路全體ニ通ジテ起ルベキ問題ト考ヘルノデアリマス、ソレデ此所ニ規定シタノデアリマス

○平島松尾君　此三十二條ノ道路ノ管理ノ爲メ必要土
ル吏員ノ設置ハ、道路法ガ無クテモ、道路ノ事ハ、是マデモ

其事務がアラタ譯デアリマスか、此必要ナル吏員ヲ今度勅令ニ依テ定メルト云フコトニナリマスレバ、是マデ府縣廳デ
技師一員官一員、監査官一員、土木工一員、機械工一員、電気工一員、化學工一員、土木工一員、機械工一員、電気工一員、化學工一員、

接師ナリ屬官ナリ置イテ仕事シテ居タハテスガ之ニ
置ケバ自然府縣廳ノ技師若クハ屬官ト云フモノハ不用ニ
属スルモノトナルデアリマスカ、或ハ是マデハ是マデノ通り

定數ノ技師モ要レバ屬官モ要ル、サシテ此第三十二條ノ規定ニ依テ新タニ之ヲ置ク、即チ人數ガ殖エルト云フコトニ

○政府委員(堀田貢君)　此三十二條ノ規定ハ、實ハ當解シテ宜シノデアリマスカ

費用ノ負擔ニ關シテ、矢張國ガ出サナレバナラヌト云コトニナル虞ガアルノデ、此規定ヲ置イテ、矢張道路ノ管理等

費用ヲ公共團體ニ負擔セシメヤウ、斯ノ云フ趣意デ此規定
ガ出來テ居ルノアリマス、サウシテ現在各府縣毎ニ

レヽ土木吏員ガアツテ、道路専門ニヤツテ居ル人ニアリ、専門ニヤラズシテ、色ニノ仕事ト兼ネテ此仕事ヲヤツテ居ル人

間モ澤山アルノデアリマス、其等ノ者ハ此勅令が出マスレバ、矢張道路ノ方ノ役人ト云フコトニナツテ來ルノデアリマシテ、則ニ所々ニ比道路ノ八間ヲ施行ノ祭ニ詩ニ八ノル止ニ

○平島松尾君　ソレカラ第三十九條第四十條ニ、工事ノ
別ニ新外ニ此道路ノ人間ニ施行、附ニ特ハレバ云
フ、サウ云フ考ヲ持チマセヌ

費用ノ一部ヲ負擔サセルト云フコトニナシ居リマスガ、是ハ一部ト云フ意味——此程度ハドウ云フコトニナルノアリフスカ、唯一部ト云フコトデアレバ、百圓モ一部、千圓モ

第五類第八號 道路法案委員會議錄 第六回

大正八年一月十九日

定ニ依シテ使ハレタ爲メニ損害ヲ受ケタト云ヘバ、是ハ必ズシモ怪我ヲシタト云フ場合デナクシテ、其人ガサウ云フ風ニ使ハレナケレバ、他ノ仕事ヲシテ相當ノ利益ヲ得ベカリシ苦

補償ヲ請求スルコトガ出來ルト思フノアリマス、サウシテデアルニモ拘ラズ、得ラナカダト云フヤウナ譯テ、損害ノ是非常緊急ナ場合デアリマスカラ、斯ノ如キコトガ十日モ二十日モ一箇月モ續クヤウナコトハ、決シテ無クラウト思ヒ

マス單ニ極ク一時ノ事デアラント想像シテ宜シトイ思ヒマス

○坂口仁一郎君 私ハ三十五條ニ就テ伺シテ見タイノデアリマス、補助ノコトデアリマス、國道ノ事ハ——國庫ヨリ補助ノコトハ別物デアリマスガ、府縣道以下ノ事モ、從來内務省ノ御内規デスカ何デスカ、半額以上ハ補助スルコトヲ許サヌーカ、何トカ云フヤウナコトガアルウニ聞イテ居リマスガ、此歩合ノ事ハ矢張從前ト同ジ御考デアリマスカ、或ハ特別ノ事情アルモノハ、必ズシモサウ云フコトニ依ラズトモ、ヤルト云フ御意見デアリマスカ

○政府委員(堀田貢君) 三十五條ノ規定ハ國費ニ關スル規定デアリマス、詰マリ「第三十三條第二項ニ規定スル費用ニシテ國道ノ新設又ハ改築ニ要スルモノハ其ノ一部ヲ國庫ヨリ補助スルコトヲ得特別ノ事由アル場合ニ於テ府縣道以下ノ道路ノ新設又ハ改築ニ要スル必要ニ付亦同シト云」テ、矢張國費ヨリ補助スルコトガ出來ル、斯ウ云フコトヲ規定シテ居ルノアリマス、併シ唯今御尋ノ、今日ノ實際ニ於テハ各地方ニ於テ行ハレテ居ル此府縣費ノ補助、是ハ地方制度ニ依ルベキ問題デアリマシテ、公益上必要ト認メレバ、是ハ府縣費カラ無論補助シテ宜シトイ考ヘテ居リマス、其補助ノ額、率ニ付テハ、從來内務省ニ於テ舊イ訓令デアリマスガ、三大臣ノ訓令トシテ、各地方ニ訓令致シマシテ、新設改築ノ如キハ凡ソ半額、維持修繕ニ對シテハ補助ハ宜シクナイ、斯ウ云フコトヲ訓令シテアリマス、大體其精神ニ依シテ將來モヤツテ行カウトハ考ヘテ居リマスケレドモ、既ニ既往ニ於テモ或ル特別ノ事由アル場合ニハ、其等ノ制限ヲ越エテ認メテ居ル實例モアリマス、今後ト雖モ其邊ハ多少斟酌シテ、仕事ヲヤツテ行カネバナラヌト考ヘテ居リマス

○坂口仁一郎君 了解致シマシタ

○委員長(廣岡宇一郎君) モウ宜シウゴザイマスカ——是デ本案ニ對スル質問全部ハ終了シタコト、認メマス、何

カ御意見ガアリマスレバ伺ヒマセウ
○阿部武智雄君 大分各諸君ノ御意見モアルヤウデアリマスシ 委員ソ定メテ是ハ協議シテ見タイト思ヒマス、委員ノ數ゾレカラ選定ハ委員長ニ御任セ申シタイト思ヒマス

〔賛成「ト呼フ者アリ」〕

○委員長(廣岡宇一郎君) 阿部君ノ御發議ニ御異議ハアリマセヌカ

〔「異議ナシ」賛成「ト呼フ者アリ」〕

○委員長(廣岡宇一郎君) ソレデハ先刻申上ゲマシタ通り、是ハ何モ政黨ニ深イ關係ノアル問題デモアリマセヌカテ、人數ノ多少ニ拘ラズ、各派ヨリ一名宛テ、云フコトニシタラドウデセウ

〔「異議ナシ」委員長ヲソレニ加ヘルヤウニ願ヒマス〕

ト呼フ者アリ

○委員長(廣岡宇一郎君) ソレデハ各派ヨリ一名宛テノ代表者ヲ御出シヲ願ヒ、ソレニ委員長ヲ加ヘテ御協議ヲ願フコトニ致シマシテ、然ルベク代表者ヲ御選定ノ上御届出下サランコトヲ望ミマス、ドウデセウナ、直グニヤリマスカ

〔「今日ハ是デ散會ヲ願ヒマス」ト呼フ者アリ〕

○委員長(廣岡宇一郎君) ソレデハ追テ期日ハ公報デ御通知スルコトニ致シマス、本日ハ是デ散會致シマス

午後二時一分散會